

令和元年度第1回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時：令和元年5月20日（月）15時00分～16時30分

場 所：旭川市総合庁舎議会棟2階 第3委員会室

出席者：委 員～浅田委員長，大石委員，小関委員，西委員

土 木 部～次長（土木建設課長），同課長補佐

農 政 部～農林整備課長

水道局上下水道部～下水道施設課長，同課下水道建設係長

事 務 局～総務監，契約課長，同課主幹，同課事務職員

水道局上下水道部次長（経営企画課長）

同課主幹，同課契約係事務職員

1 開 会

委員改選に伴う委員長の選任について，互選により浅田委員に決定した。

2 審議・報告事項

(1) 平成30年度（下半期）入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注，指名停止等について（市長部局）

（委 員 長） 市長部局から報告をお願いします。

（事 務 局） （事務局（契約課）から，資料1から資料4まで及び資料6について報告）

（委 員 長） 以上，旭川市から各資料について報告を受けました。

(2) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市長部局）

（委 員 長） 次に，市長部局の抽出事案について審議を行います。抽出委員から抽出事案についての報告をお願いします。

（委 員） 抽出事案ですが，落札後の設計変更による変更額が大きいものを旭川市10件，水道局5件でお願いしました。抽出理由は，どのような設計変更があるのか，また，落札後に設計変更があった場合でも事業者が変わらないとのことなので，低い価格で落札して設計変更で金額を高くしようという意思がはたらくのではないかと思い抽出しました。

（委 員 長） 抽出事案について旭川市から説明をお願いします。

（事 務 局） （事務局（契約課）から資料5の抽出事案説明書に基づき説明）

（委 員 長） 抽出事案について説明をいただきましたが，これを踏まえて抽出委員どうでしょうか。

（委 員） 変更額が大きいものを見ると，ほとんどが災害復旧工事と補正工事となっています。災害復旧工事は状況に応じて変更があるというのも理解で

きますが、補正工事が設計変更額の上位を占めている理由は何なのか、また、災害復旧で応札が1者のみの工事が2件ほどありましたが、それは事業者が参加する意欲の高まらない工事だったのか、この2点が気になりました。

(委員長) いかがでしょうか。

(土木部) 補正工事が設計変更額の上位を占めていることについては、補正の時期が9月であり、除雪や道路の砂利層を乾かすために使用する路面ヒーター等冬期工事に係わる部分で経費が増えるため、設計変更額が高くなったものであります。

(委員長) 天候の状況で変更が生じるということでしょうか。

(土木部) 土木工事は非常に天候に左右され、天候に応じた経費が増える傾向にあります。

(委員) 補正工事の中に当初契約金額の25%程増えている工事があるが。

(土木部) 東光8条3丁目(補正)側溝整備工事は、詳細を確認したところ、U字側溝が当初想定していたよりも老朽度が激しく、再利用に耐えられない状況で70m程を新材に変えて設置したため金額が大きくなっているものです。

(委員長) 災害復旧工事で応札が1者というのは特別な理由があるのでしょうか。

(土木部) 災害復旧工事は、現場が市内から遠い場所となることが多いため、工事の実作業時間が圧縮されること、また、国と道、市が同時に災害復旧に当たっているため、資機材や担い手の不足によって応札を敬遠する傾向にあると考えます。

(委員長) 他に何かありますか。

(委員) 抽出事案説明書の中に説明の根幹に当たる変更理由が書かれていないのはどうしてでしょうか。変更理由や要領のどの部分に当たるのかが書かれていると説明書としてはよりわかりやすいのではないかと思います。

(事務局) 事前の資料に変更理由を書くべきというご意見ですが、次回以降は抽出事案の内容について抽出意図に添うよう抽出事案説明書でわかるように記載していきたいと思えます。

(委員長) もう一度、変更基準についての説明をお願いします。

(事務局) 契約審査委員会資料の関係要領2、3で、設計変更については、当初契約金額の30%を超えず、かつ2,000万円未満の増額の場合は設計変更で契約変更ができるという基準があり、今回抽出した10件についてはすべて基準内となっています。

(委員長) 資料の何条何項でしょうか。

(事務局) 資料3の旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領第4条です。第1号に請負金額の30%を超えず、かつ2,000万円未満の増額である場合、第2号に前号に定めるほか、変更に係る工事が、現に施工中の工事と分離して発注することが著しく困難なものである場合とありますが、

今回の抽出事案で第2号を適用して設計変更をしたものはありませんでした。第3号で、一式工事については、原則として契約変更の対象としないものとする、ただし、工事の性格上不確定な要素のため、発注に際して工事数量の全部又は一部を概数で積算したものは除くとなっています。土木工事は掘ってみなければ中の状況がわからないことも多く、土砂や地下埋設物等を概数による積算で契約をして、数量が確定した時に設計変更で対応しています。

また、第5条設計変更の手續に記載があるとおおり、請負金額の10%を超えず、かつ、300万円未満のものは軽微な設計変更となり、軽微な設計変更が累計で請負金額の10%以上、又は300万円以上のときや工事の終了時に一括して変更契約の手續きを行うこととなっています。抽出事案説明書で変更契約1回目、2回目とあるのは、概数の確定と軽微な設計変更が含まれています。

(委員長) 抽出事案に係る設計変更は適正に行ったと事務局は判断しているということでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) 大きな問題はないと思います。他に何かありませんか。

(委員) 事前の資料からは設計変更で増減があることがわかりませんが、どうしてこの抽出事案を思いついたのですか。建設工事に係る入札方式別発注一覧に設計変更金額や最終金額も記載があるといいと思います。

(事務局) 一つの契約について、当初の金額が最終的にいくらになったかがわかるような資料は今現在作成していません。

昨年、国の工事で設計変更について話題になりましたが、旭川市では設計変更の細かい基準があるためいわゆる青天井のような設計変更はできません。関連性がある工事で、新しい工事として発注すると経費が高上がりになる場合は変更契約で対応することもあります。

(委員長) 抽出事案一覧表のように、建設工事に係る入札方式別発注一覧に変更契約金額と最終契約金額をはじめから載せてほしいと思います。

(事務局) 建設工事に係る入札方式別発注一覧にはじめから変更金額を載せることができるか、事務作業も含めこの場で即答は難しいです。今回の抽出事案は変更契約でしたが、次回以降は抽出事案の内容に合わせ、わかりやすい資料作りをしたいと思います。

(委員長) お願いします。以上で旭川市の抽出事案の審議を終わります。

(3)平成30年度(下半期)入札・契約手續の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について(水道局)

(委員長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から、資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員長) 以上、水道局から各資料について報告を受けました。

(4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員長) 次に、水道局の抽出事案について審議を行います。抽出委員お願いします。

(委員) 抽出事案と抽出理由については先程の旭川市と同じです。

(委員長) 抽出事案について、水道局から説明をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から資料4抽出事案一覧について説明)

(委員長) 抽出事案の説明を受けましたが、何かありますか。

(委員) 地質調査で、当初契約金額より1.5倍に増えているものがありますが、地質調査はそういった性質のものなののでしょうか。

(上下水道部) ボーリング調査は円筒の筒を地下に差し込んでいき、1mごとに土を取り上げて土質と土の堅さを調べます。ある程度の堅さの地層に到達するまでは途中でやめられないため、当初の想定よりもかなり深く掘る必要がある場合は、変更が大きくなると思います。

(委員長) 46.67%と率で言うとかかなり高いですが、過去にもこのような設計変更はありましたか。

(上下水道部) 今回の事案は、変更額が大きい事案だと思いますが、地質調査の場合は起こりうるものだと思います。

(委員長) 過去にも変更額が大きい事例があったのであれば想定できるのではないかと思います。ボーリングは掘ってみないとわからないのでしょうか。

(事務局) 過去の事案は現在把握していませんが、例えば40m掘るという設計で40m掘っても望む地盤が出ない場合は、100m、200mと掘る必要があります。

(委員長) ある程度深くなると工事自体をやめることもありますか。

(事務局) その後に発注する工事については状況によってはあります。先程の話にもあるように、概数で設計積算して契約していますので調査を完了させないと金額にも反映できません。

(委員長) 逆に40mと想定して、20mで完了したということもありますか。

(事務局) もちろんあります。その場合は減額の設計変更をします。委員が懸念されている、安く契約して設計変更で金額を増やすというような意図はもちろんありません。国では追加工事をやっていますが、旭川市は一切行っていませんので。

(委員) 建設工事の発注に関しては規約があるとのことで説明いただきましたが、これは旭川市の建設工事の要領で水道局には関係のないものなのでしょうか。

(事務局) 名称は違いますが、水道局も同じ内容の要領に基づき行っています。

- (委員) 先程の46.67%の設計変更は請負金額の30%を超えています
が別の規定があるのでしょうか。
- (事務局) 旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領第4条設計変更の範囲第1
項第1号で金額や割合を定めていますが、第2号では分離して発注する
ことが困難な場合とあり、今回のボーリング調査はこれに該当するもの
です。
- (委員長) 過去にも第2号を適用して行ったものはありますか。
- (事務局) 今手元にお答えできる資料がありません。
- (委員長) わかりました。その他に何かありますか。
- (委員) 旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領第5条設計変更の
手続に工事担当部長等とありますが、これは一人を指すのか複数人を指すのかど
ちらでしょうか。
- (事務局) 旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領第2条第3項に専決者とあ
りますが、工事金額に応じて区分があり、部長や課長が専決者となるた
め部長等となっています。専決者は必ず一人です。
- (委員) 分離して発注することが困難な場合の事例は多いと思うので、金額の
規制は実効的な要件になっていないと思うのですが、設計変更の範囲で
30%を超えて認められなかった事例はあるのでしょうか。
- (上下水道部) 一般的に下水道工事や土木工事で30%の増額は余程のことだと思
います。旭川市では追加工事は行っていませんし、30%以上の増額は地
質調査以外の工事ではなかなか考えにくいです。
- (土木部) 道路工事においても、これまで事例はないと記憶しています。
- (事務局) 旭川市も水道局も規約等はすべて公表しています。変更契約を行った
場合も変更理由等を公表していますので、説明ができないものは総務部
でも受理しません。
- (委員長) わかりました。他になれば水道局分の審議を終わりたいと思います。

(5)その他

- ・抽出を委任する委員の確認について
次回の抽出事案の審議案件に係る抽出については、大石委員に委任することと
した。
- ・次回委員会の日程について
令和元年11月18日(月)の午後3時とした。
- ・事務局から「旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査(工事)について」報
告